

安全装置等導入促進助成金交付要綱

公益社団法人 佐賀県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「佐ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が安全装置等を導入する際、代金の一部を助成することとし、事故防止の推進に努めることを目的とする。

(対象装置)

第2条 助成の対象となる安全装置等は、次に掲げる装置とし、助成対象機器としての適否の判断基準は、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が別に定める基準とする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方視野確認支援装置
- (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

(助成対象期間)

第3条 原則として、当該年度の2月末日までの導入分とする。

- 2 対象期間内に予算額に達した場合は、助成を終了することができるものとする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、事業者が当該年度に新たに車両に装着する第2条の装置に対して1台あたり2万円を交付し、1事業者あたり10台を限度とするが、保有車両台数が10台未満の事業者については、車両台数を上限とする。ただし、他からの補助金等がある場合には、助成金の合計が装置の価格を超えない範囲で実施することができる。

- 2 交付額には消費税を含めないものとする。
- 3 全ト協に助成申請の際には、国への補助金申請を行わない(行っていない)旨の誓約書を提出すること。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする事業者は、原則として事業が完了した日から3か月以内又は、当該年度の2月末日のいずれか早い日までに様式1号の安全装置等導入促進助成事業実績報告書(助成金交付請求書)に必要事項を記入の上、次の各号のすべての写しを添え、佐ト協に申請するものとする。

- (1) 請求書
- (2) 領収書等(リースの場合は、リース契約書)
- (3) 装着車両の自動車検査証
- (4) 装着証明書(装置に係る費用を車両代に含む場合)

(助成金の交付)

第6条 佐ト協は、前条の助成事業実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該事業者に対して助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消しと助成金の返還)

第7条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理し

なければならないものとする。

- 2 交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、佐ト協は当該装置に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - (1) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
 - (2) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき。
- 3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができるものとする。

(対象装置の処分)

第8条 交付対象となった装置が、装着の日から起算して下記の期間を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「処分」という。)に供してはならないものとする。

- (1) 後方視野確認支援装置 1年
 - (2) 側方視野確認支援装置 1年
 - (3) 呼気吹込み式アルコールインターロック装置 1年
 - (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器 1年
- 2 前項に規定する処分を行うときは、あらかじめ佐ト協の承認を得なければならないものとする。

(保存期間)

第9条 本助成に関する書類は、佐賀県運輸事業振興助成交付金交付要綱第5条の規定に従い、5年間保存しなければならないものとする。

(附則)

本要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

本要綱は、平成29年4月1日から施行する。